

吸收合併に係る事後備置書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める開示事項)

2024 年 10 月 1 日
株式会社 U A C J

2024年10月1日

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
株式会社UACJ
代表取締役 社長執行役員 田中 信二

吸収合併に係る事後開示事項

株式会社UACJ(以下「UACJ」といいます。)は、株式会社UACJ鑄鍛(以下「UACJ鑄鍛」といいます。)との間で締結した2024年6月28日付吸収合併契約に基づき、UACJを吸収合併存続会社、UACJ鑄鍛を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号に定める事後開示事項につき、以下のとおり開示いたします。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第784条の2の規定により本件吸収合併の差止請求を行った株主はありませんでした。
- (2) 本件吸収合併は、UACJ鑄鍛において会社法第784条第1項本文に規定する場合に該当し、UACJ鑄鍛の株主は特別支配会社であるUACJのみのため、同法第785条第3項に基づき、同法第785条の規定による手続きは行っておりません。
- (3) UACJ鑄鍛は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第787条の規定に基づく手続の適用はございません。
- (4) UACJ鑄鍛は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2024年8月20日付けで官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本件吸収合併は、UACJにおいて会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当し、同法第 796 条の 2 但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
 - (2) UACJは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 8 月 20 日付で株主に対して電子公告を行いました。なお、本件吸収合併は、UACJにおいて会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当し、かつ同法第 797 条第 1 項但書括弧内に規定するいずれの場合にも該当しませんでした。
 - (3) UACJは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024 年 8 月 20 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
吸収合併存続会社であるUACJは、本件吸収合併の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社であるUACJ 鋸鍛からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2024 年 10 月 1 日（予定）

7. その他本件吸収合併に関する重要な事項

- 本件吸収合併は、以下の組織再編行為の効力発生を停止条件として、当該停止条件がすべて成就した直後に、その効力を生じました。
- (1) 株式会社UACJ 押出加工名古屋(2024 年 10 月 1 日付商号変更後の商号は、「株式会社UACJ 押出加工安城」。)及び株式会社UACJ 押出加工の間の吸収分割
 - (2) 株式会社UACJ 押出加工小山及び株式会社UACJ 押出加工の間の吸収合併
 - (3) 株式会社UACJ 押出加工及びUACJ 鋸鍛の間の吸収合併

以 上

吸收合併に係る事前備開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める開示事項)

2024 年 8 月 20 日

株式会社 U A C J

株式会社 U A C J 鋳鍛

2024年8月20日

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社UACJ

代表取締役 社長執行役員 田中 信二

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社UACJ 鋳鍛

代表取締役社長 小林 正樹

吸收合併に係る事前開示事項

株式会社UACJ(以下「UACJ」といいます。)は、株式会社UACJ 鋳鍛(以下「UACJ 鋳鍛」といいます。)との間で、2024年10月1日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、UACJを吸收合併存続会社、UACJ 鋳鍛を吸收合併消滅会社とする吸收合併(以下「本件吸收合併」といいます。)を行う旨の吸收合併契約を、2024年6月28日付で締結いたしました。

なお、本件吸收合併は、本件効力発生日における、株式会社UACJ 押出加工(以下「UACJ 押出加工」といいます。)と株式会社UACJ 押出加工名古屋(以下「UACJ 押出加工名古屋」といいます。)との間の吸收分割の効力発生、UACJ 押出加工と株式会社UACJ 押出加工小山(以下「UACJ 押出加工小山」といいます。)との間の吸收合併の効力発生、及びUACJ 押出加工とUACJ 鋳鍛との間の吸收合併の効力発生を停止条件として、当該停止条件が全て成就した直後に、効力を生じます。

本件吸收合併を行うに際して、UACJ 鋳鍛が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、また、UACJ が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項、同第191条第1号)

UACJは、本件吸収合併に際して、UACJ鉄鋼の株主に対して、合併対価の交付を行いませんが、UACJはUACJ鉄鋼の発行済株式の全てを所有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。なお、本件吸収合併によりUACJの資本金及び準備金は変動しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項)

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項、同第191条第3号及び第5号)

UACJ

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

UACJ鉄鋼

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

UACJ押出加工との吸収合併

UACJ鋳鍛及びUACJ押出加工は、2024年6月28日付でUACJ鋳鍛を吸収合併存続会社、UACJ押出加工を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、当該契約に基づき2024年10月1日を効力発生日として吸収合併を行う予定です。

なお、当該吸収合併は、UACJ押出加工とUACJ押出加工名古屋との間の吸収分割の効力発生、UACJ押出加工とUACJ押出加工小山との間の吸収合併の効力発生を停止条件として、効力を生じます。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号、同第191条第6号)

債務を承継するUACJの資産及び負債について、本件効力発生日及び以降における債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件効力発生日以降においても、資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないと判断しております。

以上

別紙1 合併契約書



吸収合併契約書

株式会社UACJ(住所:東京都千代田区大手町一丁目7番2号)(以下「甲」という。)と
株式会社UACJ鋳鍛(住所:東京都千代田区大手町一丁目7番2号)(以下「乙」という。)
は、甲と乙の吸収合併に関して、以下のとおり、令和6年6月28日(以下「本契約締結日」
という。)付で、吸収合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続株式会社、乙を吸収合併消滅株式会社として合併す
るものとする(以下「本件吸収合併」という。)。

第2条 (本件吸収合併に際して交付する金銭等及びその割当て)

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸収合併に際して、乙の株
主に対して、乙の株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第3条 (合併承認株主総会等)

- 甲は、会社法第796条第2項の定めに従い、株主総会の決議による承認を受け
ることなく、本件吸収合併を行うものとする。
- 乙は、会社法第784条第1項の定めに従い、株主総会の決議による承認を受け
ることなく、本件吸収合併を行うものとする。

第4条 (効力発生日及び停止条件)

- 本件吸収合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和6年
10月1日とする。但し、本件吸収合併は、以下の組織再編行為(以下「本件組織再
編行為」という。)の効力発生を停止条件として、当該停止条件がすべて成就した
直後に、その効力を生ずるものとする。
 - 株式会社UACJ押出加工名古屋(なお、当該吸収分割の効力発生日付で、
商号を「株式会社UACJ押出加工安城」に変更予定。)及び株式会社UAC
J押出加工の間の令和6年6月28日付「吸収分割契約書」に基づく吸収分割
 - 株式会社UACJ押出加工小山及び株式会社UACJ押出加工の間の令和6
年6月28日付「吸収合併契約書」に基づく吸収合併
 - 株式会社UACJ押出加工及び乙の間の令和6年6月28日付「吸収合併契約
書」に基づく吸収合併
- 本件吸収合併又は本件組織再編行為の手続の進行等に応じて必要がある場合に
は、甲及び乙は、協議の上合意により、効力発生日を変更することができる。

第5条　(本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件吸収合併又は本件組織再編行為の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上合意により、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第6条　(本契約の効力)

前条の規定に基づき本契約が解除された場合、又は、本件吸収合併に関して法令上必要となる関係官庁の許認可等が得られないことが客観的に明らかとなつた場合には、本契約はその効力を失うものとする。

第7条　(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本件吸収合併に必要な事項については、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上合意により、これを決定するものとする。

第8条　(準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に起因又は関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

・《以下本頁余白》

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月28日

(吸收合併存続株式会社)

甲 東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社UACJ

代表取締役 社長執行役員 田中 信二



(吸收合併消滅株式会社)

乙 東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社UACJ 鎌鍛

代表取締役社長 小林 正樹



事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項



(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済について、新型コロナウイルス感染症による経済活動への制約が無くなったものの、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、米国等の金融政策の不透明感、中国経済の減速等が経済活動に影響を及ぼしております。国内経済においては、個人消費やインバウンド需要に支えられ、非製造業を中心として景況感は総じて改善しましたが、経済全体の景気回復は足踏みの状態となっています。また、地政学リスクへの不安、円安と賃金上昇などインフレ圧力の定着等、当社を取り巻く経営環境は依然として先行き不透明な状況にあります。

アルミニウム製品業界について、板類の国内需要は前期比で減少しました。自動車関連材は前期に対して堅調に推移した一方、物価高の影響等により個人消費が減速したことで缶材が減少したほか、半導体製造装置関連及び電気機械や建設分野などにおける需要の下振れもあり、国内需要は前期比で減少となりました。押出類に関しても、自動車関連材が前期比で増加したものの、押出類全体としては前期比で需要は減少となりました。

当社グループの国内向け販売数量は、板類では前期に対して缶材が微増、自動車関連材が堅調に推移した一方、半導体製造装置関連及び電気機械や建材需要の下振れ等により、全体としては前期並の販売数量となりました。押出類については、自動車関連材の販売数量は前期比で増加したものの、全体での需要の下振れ等を背景に、前期比で減少となりました。

当社グループの海外向け販売数量についても、Tri-Arrows Aluminum Inc.やUACJ (Thailand) Co., Ltd.の缶材の減少により前期を下回り、当社グループの販売数量は前期比で減少する結果となりました。

このような環境のもと、販売数量の減少やアルミ地金価格の下落等の影響により、連結売上収益は8,927億8千1百万円（前期比6.6%減）となりました。一方、損益については、販売数量の減少及び棚卸資産影響の悪化の影響を受けながらも、エネルギー・添加金属価格高騰等についての販売価格転嫁など価格改定の効果により、連結営業利益313億7千8百万円（同177.2%増）、連結税引前利益219億6千9百万円（前期は16億9千9百万円の利益）、親会社の所有者に帰属する当期利益は138億5千8百万円（前期は13億1千5百万円の損失）となりました。

当社単独の業績につきましては、売上高2,931億3千2百万円（前期比6.6%減）、営業利益17億1千8百万円（同122.5%増）、経常利益34億3千8百万円（同12.0%減）、当期純利益27億8千4百万円（同193.3%増）となりました。

なお、連結計算書類は、当期から国際会計基準（以下、「IFRS」または「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。また、前期の数値および比較についてもIFRS会計基準に準拠して表示しております。主な調整項目としては、決算日統一等の調整を行っております。

加えて、当期から当社の報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

国内においては、福井製造所でUBC（使用済み飲料缶）を原料とする溶解リサイクルシステムの構築を目的として、山一金属株式会社との合弁事業により、循環型社会実現に向けた取り組みを進めております。また、深谷製造所では厚板工場専門化に向けた物流改善及び設備導入に引き続き取り組んでおります。その他、タイ王国のUACJ (Thailand) Co., Ltd.においては、缶材増産及びリサイクル率向上を目的とした鋳造設備導入が終盤を迎えており、リサイクル原料の使用割合を向上させ、CO₂排出量低減による気候変動対策を推進してまいります。その他、必要な劣化更新投資等を行っております。

設備投資総額は、当社グループ全体（当社及び当社連結子会社）では検収ベースで総額331億円となっており、これらの所要資金は自己資金及び借入金等により手当いたしました。

今後の設備投資計画は、第4次中期経営計画<2024年度～2027年度>の期間においては、必要な安全対策や劣化更新等の一般投資の他、成長投資として「リサイクル」「自動車」「包装容器（缶材）」「航空宇宙・防衛」の各分野に重点的に資金配分を行う予定です。

(3) 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年8月31日付で、当社の連結子会社である株式会社UACJ製箔と日本軽金属ホールディングス株式会社の連結子会社である東洋アルミニウム株式会社が、2023年4月1日（予定）を効力発生日として経営統合し、JICキャピタル株式会社が統合新会社の議決権の80%を取得、当社が議決権の20%を保有することについて合意し、統合基本契約を締結しました。

その後、2023年2月27日付で、本経営統合の準備に時間を要したことから、効力発生日を当初の予定日から未定と変更することを発表しました。なお、当該スケジュールの変更は、本経営統合の準備に時間を要しているためであり、継続して協議・準備を進めています。

(4) 対処すべき課題

当社グループの2030年のありたい姿を描いた「UACJ VISION 2030」

当社グループは、「UACJグループ理念」における目指す姿の実現に向け、2030年における当社グループのありたい姿を描いた「UACJ VISION 2030」（以下、VISION 2030）を策定しております。中長期では、世界的な人口増加や経済成長、さらには気候変動への対策の必要性の高まりから、地球環境に優しい循環型素材であるアルミニウムの需要は伸長する見込みです。このようなマクロ環境認識のもと、企業理念に掲げた「持続可能で豊かな社会」を実現すべく、2030年に向けて当社グループが目指していく次の4つの貢献を定めました。

- (i) 成長分野や成長市場の需要捕捉により、より広く社会の発展に貢献する
- (ii) 素材+ α で、バリューチェーン及びサプライチェーンを通じた社会的・経済的な価値の向上に貢献する
- (iii) 新規領域への展開により、社会課題の解決に貢献する
- (iv) 製品のライフサイクル全体を通じて、環境負荷の軽減に貢献する

成長分野や成長市場においては、積極的に新たな需要を捕捉し、これまで培ってきた経営資源や強みを活かした製品の提供を通して、より広く社会の発展に貢献してまいります。また、素材製品の提供のみでなく、加工やリサイクルで新たな価値を付与するなど、バリューチェーン及びサプライチェーンを通じた「素材+ α の価値創出」に取り組んでまいります。さらに、2030年に向けて拡げていく新規領域としては、2030年の社会においてアルミニウムが活躍する領域として「モビリティ」「ライフスタイル・ヘルスケア」「環境・エネルギー」の3つを選定し、これらの領域における社会課題の解決を図ってまいります。また、既存領域及び新規領域のいずれにおいても、アルミニウムの特性を活かした製品とサービスの提供及びリサイクルの推進を通じて社会全体での環境負荷の軽減に貢献します。これら4つの貢献を通じて、「持続可能で豊かな社会の実現」を目指してまいります。



「UACJ VISION 2030」の実現に向けた中期経営計画

1) 「第3次中期経営計画<2021年度～2023年度>」の振り返り

VISION 2030で掲げた4つの貢献を目指していくにあたり、当社グループが取り組むべきこととして、第3次中期経営計画<2021年度～2023年度>（以下、第3次中計）を策定いたしました。第3次中計では、2021年度からの3年間を、構造改革を完遂しその先の成長とVISION 2030の実現に向けた基盤を確立するための期間と設定し、3つの重点方針を掲げ、様々な取り組みを実行いたしました。

①構造改革の完遂

2019年9月から着手した「構造改革の実行」では、収益構造の改革、財務体質の改善、マネジメント体制の強化を通して、環境変化に強い筋肉質な体質の確立を目指してまいりました。諸施策は2022年度までに概ね完遂し、計画通りの損益改善効果額を達成しております。

②成長への基盤の強化

第2次中期経営計画に続き、成長市場を北米及び東南アジア、成長分野を缶材及び自動車材と捉え、日本、タイ、北米の世界3極供給体制における生産設備を最大限活用することで、拡大する需要を捕捉することを目指してまいりました。また、成長のための投資を北米地域に重点的に配分することにより、さらなる成長への基盤づくりに取り組んでまいりました。伸長する北米缶材市場への対応としては、生産設備増強への取り組みに着手したほか、従来のビジネスモデルだけでなく、加工やりサイクルといった素材に $+ \alpha$ の付加価値を加えたビジネス領域の拡大に取り組んでまいりました。リサイクルについては、アルミニウム製品の循環利用推進による環境価値提供などを進めるべく、山一金属株式会社と共同でUBC（使用済み飲料缶）から溶解までの工程を一貫で行う「溶解リサイクルシステム」の構築に向けた取り組みを開始しました。また、UACJ (Thailand) Co.,Ltd.においても、ASEAN域内におけるアルミ缶クローズドループリサイクルの促進に向け、現地政府・企業とのスキーム構築に注力するとともに、リサイクル材用処理炉の能力増強投資を進めた他、北米Tri-Arrows Aluminum Inc.においてもUBC処理能力の増強に着手しました。また事業・拠点を横断したリサイクルの推進体制として、鋳造プロセスを有する当社グループの拠点を当社に統合し、一体運営を図ることを決定しました。

さらに、VISION 2030に掲げた新規領域の拡大に向けて、グループ横断でのプロジェクトを組成し、事業化に向けた取り組み推進に加え、社内ベンチャー制度など新事業創生の活動をより一層強化するとともに、全ての事業活動を支える基盤として、技術、人材、DX推進による生産性の向上等、成長への基盤の強化を推進してまいりました。

③軽やかな世界の実現への貢献（サステナビリティ推進）

当社グループは、企業理念の実現に向けて、「100年後の軽やかな世界のために」というスローガンのもと、サステナビリティ活動を推進してまいりました。

取り組みの詳細は、「UACJグループのサステナビリティの取り組み」（38頁）を参照ください。

2) 「第4次中期経営計画<2024年度～2027年度>～稼ぐ、繋ぐ、軽やかに～」

当社グループは、2024年度から2027年度までを、第3次中計で築き上げた基盤をもとに、VISION 2030へつながる成長・価値創出拡大と体質強化を実現する期間と位置づけ、素材提供企業から「素材+ α の付加価値提供企業」への変革をコンセプトとした第4次中期経営計画<2024年度～2027年度>(以下、第4次中計)を策定しました。

第4次中計では、次の3つの重点方針に取り組んでまいります。

①価値創出拡大による収益の最大化と収益率の向上

VISION 2030に掲げる4つの貢献の実現に向け、重点活動分野を中心に、次の4つの重点課題を設定し、社会やお客様へより広く、より高い価値を提供することにより、収益の最大化と収益率の向上を目指してまいります。

- ・「リサイクル推進」：サーキュラーエコノミーの心臓の役割を果たすことで、「アルミニウムの循環型社会」構築を牽引し、川上への事業領域伸展によって、素材提供企業からビジネスモデルの変革を図るとともに、環境価値素材としてアルミニウムの活躍の領域拡大を目指してまいります。
- ・「素材+加工ビジネスの拡大」：移動手段の軽量化や熱効率向上によるGHG排出量削減等の環境価値付与をメインターゲットに、多彩な事業を持つ当社グループならではの素材+加工のビジネスの拡大を目指してまいります。
- ・「先端分野のサプライチェーン安定化への貢献」：お客様の国産化、域内でのサプライチェーン構築へ参画するとともに、安定的かつ付加価値のある製品・サービスの提供拡大を通じて、国や産業界等のサプライチェーン安定化への貢献を目指してまいります。
- ・「新領域の拡大」：重点活動分野を中心に社会課題に貢献する新領域ビジネスの創出・拡大を目指してまいります。

②筋肉質でしなやかな体質の強化

構造改革の精神を継承し、資本効率向上を目指すとともに、短期及び長期的な環境変化に対応できる筋肉質な体質への強化を目指してまいります。

- ・「環境変化への対応力強化」：様々な市況価格変動等に柔軟に対応する仕組みや、需要変動に対応可能な柔軟な生産体制の構築を目指してまいります。
- ・「資産効率化」：棚卸資産削減を中心としたCCC(キャッシュ・コンバージョン・サイクル)の短縮や設備能力の最適化等により、資産効率の向上と資金の捻出を目指してまいります。
- ・「自動化・無人化(安全性・生産性向上)」：安全の確保及び労働力人口の減少に対応した製造現場の段階的な自動化、無人化に長期的視点で取り組んでまいります。

③価値創出と安定した事業運営を支える基盤の強化

人材・技術・ブランド等の無形資産の獲得・育成、デジタルの活用、グループ内連携や社外の仲間づくり推進により、価値創出と安定した事業運営を支える基盤の強化を目指してまいります。

- ・「多様な人材の獲得・育成とエンゲージメント向上」：従業員一人ひとりの成長と多様な人材の掛け合わせにより戦略実行力を高めるとともに、安定した事業運営を支える組織力を強化してまいります。
- ・「技術、ブランド等の無形資産の獲得・強化・活用」：グループの強みとなる技術力を獲得・強化するとともに、アルミニウムの特性や当社が引き出す価値を訴求したプランディングによる無形資産の強化・活用により、アルミニウムの活躍領域の拡大と付加価値創出力を強化してまいります。
- ・「デジタルを活用した競争力・組織力の強化」：あらゆる領域にデジタルを活用し、業務プロセスの効率化、高度化、最適化、見える化を図るとともに、長期的な視点での製造現場の自動化を推進し、生産性向上のみならず安心安全な職場環境づくりの実現に向けた取り組みを強化してまいります。
- ・「事業間・部門間連携やサプライチェーン・バリューチェーンとの連携・協業の更なる推進による提案力の強化」：リサイクル推進、付加価値ビジネスの拡大及び新領域の拡大に向けて、グループが保有するあらゆる資本を有機的かつ最大限に活用するため、事業間・部門間連携の更なる推進によるグループ総合力の強化を図るとともに、サプライチェーン・バリューチェーンにおける最適パートナーとの更なる連携・協業の推進により、グループの持続的な成長及び価値創出を目指してまいります。

UACJグループのサステナビリティの取り組み

当社グループは、2021年度から、私たちが社会とともに持続的に成長していくうえで優先的に取り組むべき課題を「マテリアリティ」として特定し、6つのマテリアリティ（「気候変動への対応」、「製品の品質と責任」、「労働安全衛生」、「人権への配慮」、「多様性と機会均等」、「人材育成」）に対しグループ一体となって中長期的に取り組んでまいりました。

また、サステナブルな社会の実現のためには、様々な外部機関と連携して課題解決に取り組むことが必須と考え、世界的なアルミニウム業界団体である「Aluminum Stewardship Initiative（以下、ASI）」をはじめとする国内外のイニシアチブに参画しております。

2023年度は、当社グループ全体で「気候変動への対応」が進展し、2030年度までのScope3の30%削減(*1)とともに、アルミニウムの資源循環性を示す指標である「UACJリサイクル率（循環アルミニウムの使用率）」を公表し、2030年度で80%へ引き上げること(*2)を目指す新たな目標を掲げました。Scope1、2の削減施策については、年間約220GWhの100%再生可能エネルギー由来の電力（以下、再エネ電力）を新たに購入し、当社グループのScope2におけるCO₂排出量の約20%に相当する年間約10万トンを削減するとともに、主要国内製造拠点のうち約63%にあたる17拠点が、Scope2のCO₂排出量がゼロとなる「再エネ電力100%工場」となっています。

「人権への配慮」への取り組みとしては、お取引先の皆様と共に持続的な社会の実現に取り組むための拠り所となる「UACJグループサステナブル調達ガイドライン」を制定、公開するとともに、外国人技能実習生の人権に関し、第三者機関の支援を受けながらグループ会社の人権デュー・ディリジェンスを実施しました。

また、「多様性と機会均等」については、2023年度より、サステナビリティ推進本部内にダイバーシティ推進部を設置し、ダイバーシティの浸透を深めるための活動を開始しました。初年度は「ダイバーシティ（DE&I）推進宣言」を策定し、国内外の従業員との意見交換を実施した上で、社内外に対して、UACJウェイの「相互の理解と尊重」に基づいて、当社グループのダイバーシティ（DE&I）推進に対する考え方を示しています。

イニシアチブに関しては、「ASI」でのChain of Custody（CoC）認証維持のサーベイランス監査で適合評価(*3)を受けるとともに、「International Aluminum Institute（IAI）」へ加盟し、飲料缶の循環性を高めるための提言策定への関与とCOP28における声明発表を行っています。また、「東京大学の先制的LCA研究機構」、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」、「アルミニウム協会」などへの参画を通じ、官公庁や学術界、他産業とのコミュニケーション、業界のルールメイキングへ寄与する活動を開しております。さらに、2024年度より、2050年のカーボンニュートラル実現と社会変革を通じた持続的な成長を実現するための産官学が議論及び市場創造をする場である「GXリーグ」に参画する予定です。

(*1) 2019年度（原単位・Category1）をベンチマーク

(*2) 2019年度65%をベンチマーク

(*3) UACJ (Thailand) Co., Ltd.が対象

2021年度から2023年度における6つのマテリアリティとその成果

特定した6つのマテリアリティの2023年度の目標及び実績は、以下のとおりです。

マテリアリティ	評価指標	2023年度 目標	2023年度 実績
気候変動への対応	サプライチェーン全体でのCO ₂ 排出量の削減量	17.3%削減 (Scope1・2の2019年度比・原単位)	2023年度実績に関しては、第三者保証取得後に、当社ウェブサイトで公表します。
製品の品質と責任	重大品質不具合件数	ゼロ	ゼロ
	客先クレーム件数（素材有責）	10%減 (前年比)	4.2%減 (前年比)
労働安全衛生	重篤災害発生件数	ゼロ	1件
	総合度数率（注1）	0.25	0.17
人権への配慮	人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の実施と、結果を踏まえた目標づくり、アクションプラン実行	4事業所以上での実施 (福井・UATH（注2）・UEXNA（注3）に加えて他1事業所以上)	6事業所での実施 (2023年度は名古屋・UAAU（注4）・鎌倉産業の3事業所で実施)
	行動規範、人権、ハラスメント関連の研修実施率	行動規範教育実施率96% ハラスメント教育実施率100%	行動規範教育実施率98% ハラスメント教育実施率100%
多様性と機会均等	管理職（役員含む）に占める女性比率（注5）	4%	4.0%
人材育成	後継候補者計画の実施率	国内グループ会社に展開	100%
	重点分野に関する教育支援活動の受益者数	800人/年	932人/年

(注) 1. 統計期間中の延べ労働時間あたりの労働災害による死傷者数（不休業を含む）を100万時間で換算した労働災害の発生状況（頻度）を評価する指標

2. UACJ (Thailand) Co., Ltd

3. UACJ押出加工名古屋安城製作所

4. UACJ Australia Pty. Ltd.

5. UACJ本体及び国内グループ会社における比率

今後の取り組み

当社グループは、内部環境及び外部環境の変化を適時にウォッチし、見直しの必要が出てきた適切なタイミングでマテリアリティを再整理することは、時代の変化に応じた「環境・社会・経済」の持続可能性と私たちUACJグループの持続的な成長の両立にとって必要であると考えています。

6つのマテリアリティは、2019年度より検討がスタートし2020年度に適切なガバナンスに基づく手続きを経て特定に至りましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする国内・海外の情勢の変化により社会システムの大幅な転換を迎えたことから、当社グループは、マテリアリティの見直しが必要と判断し、2023年度に、私たちが目指す100年後の軽やかな世界の実現とともに5つのマテリアリティへと再整理を行いました。

5つのマテリアリティの達成目標は、以下のとおりです。

マテリアリティ	評価指標	2030年度目標	2050年度目標
「アルミニウムの循環型社会」の牽引 (サーキュラーエコノミー)	UACJリサイクル率*1	80%	100%
気候変動への対応	Scope1・2排出量の削減率*2 (2019年度比・原単位)	30%	カーボンニュートラル実現
	Scope3排出量の削減率 (Category1) (2019年度比・原単位)	30%	サプライチェーン全体でのGHG排出最小化
自然の保全と再生・創出 (ネイチャー・ポジティブ)	取水量の削減率*3 (2020年度比・原単位)	25%以上	
人権の尊重	人権デュー・ディリジェンス実施率*4	100%	
	人権の尊重の浸透度*5	3.9/5.0満点	
多様性と機会均等の浸透 (DE&I)	多様性と機会均等の浸透度*6	3.4/5.0満点	
	女性管理職比率	15%	

*1：循環アルミ量／溶解炉への装入量（純アルミ材を除く）、*2：第6次エネルギー基本計画に基づき算出

*3：取水は下水再生水含む、工業用水、水道水、井戸水、地表水を対象

*4：人権デュー・ディリジェンスを実施したグループ会社及び拠点等の従業員の総数／当社グループ従業員数

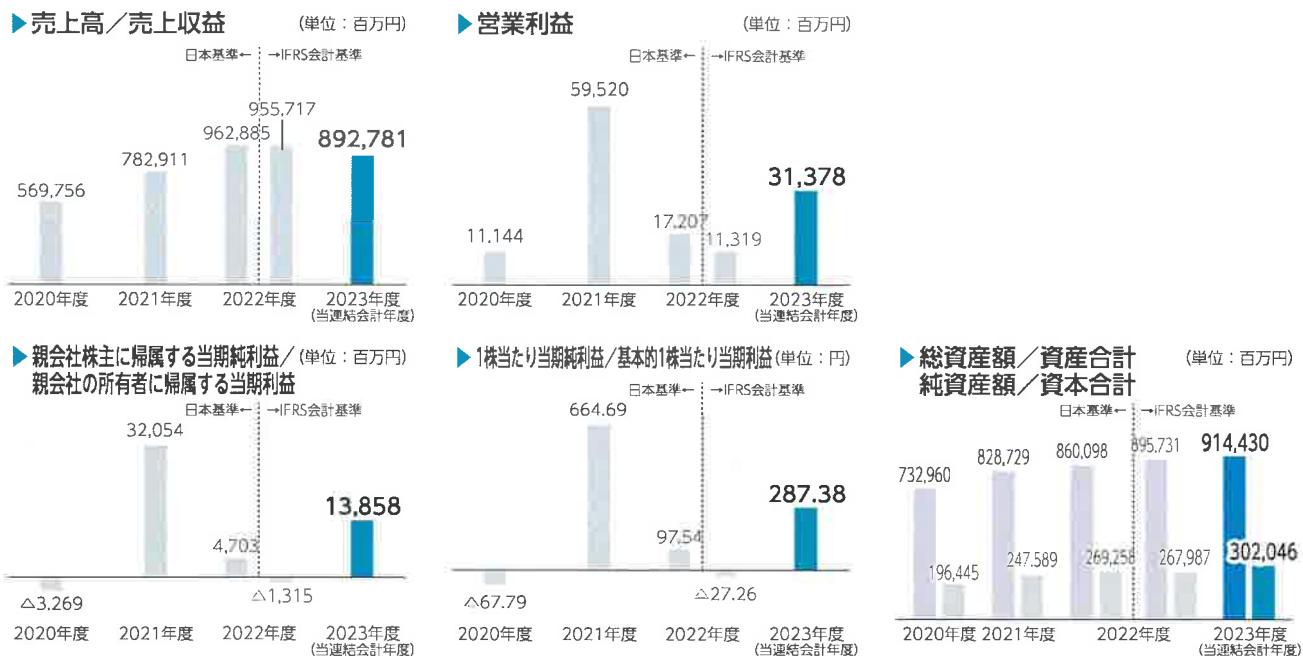
*5：コンプライアンス・人権に係るエンゲージメント調査設問項目の平均点数、*6：ダイバーシティ (DE&I) に係るエンゲージメント調査設問項目の平均点数

UACJグループは軽やかな世界を実現するために、これまでも、そして100年先をも見据えて、「サステナビリティ基本方針」のもと、サプライチェーン全体での取り組みを推進し、進捗を確認しながら着実に目標達成に向けて歩みを進めています。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区分	2020年度	2021年度		2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
		日本基準	IFRS会計基準		
売上高／売上収益 (百万円)	569,756	782,911	962,885	955,717	892,781
営業利益 (百万円)	11,144	59,520	17,207	11,319	31,378
親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	△3,269	32,054	4,703	△1,315	13,858
1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益 (円)	△67.79	664.69	97.54	△27.26	287.38
総資産額／資産合計 (百万円)	732,960	828,729	860,098	895,731	914,430
純資産額／資本合計 (百万円)	196,445	247,589	269,258	267,987	302,046
1株当たり純資産額／1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,795.95	4,727.92	5,143.72	5,111.74	5,745.42

(注) 1. 2023年度よりIFRS会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しております。また2022年度においてもIFRSに組み替えた数値を併せて記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益/基本的1株当たり当期利益、1株当たり純資産額/1株当たり親会社所有者帰属持分は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 3. 日本基準においては、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移



(注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
UACJ (Thailand) Co.,Ltd.	37,350百万バーツ	100.00%	アルミニウム板製品の製造・販売
Tri-Arrows Aluminum Inc.	335百万米ドル	80.00%	アルミニウム板製品の製造・販売
株式会社 U A C J 押出加工	1,640百万円	100.00%	アルミニウム押出製品及び加工製品の販売
株式会社 U A C J 押出加工名古屋	410百万円	100.00%	アルミニウム押出製品の製造
株式会社 U A C J 押出加工小山	90百万円	100.00%	アルミニウム押出製品の製造
株式会社 U A C J 製箔	1,190百万円	100.00%	アルミニウム箔製品の製造・販売
株式会社 U A C J 鋳鍛	90百万円	100.00%	アルミニウム鋳物製品及び鍛造製品の製造・販売
株式会社 U A C J 金属加工	80百万円	100.00%	金属加工製品の製造・販売
UACJ Automotive Whitehall Industries, Inc.	98百万米ドル	100.00%	自動車用加工品の製造・販売
株式会社 U A C J トレーディング	1,500百万円	100.00%	非鉄金属卸売業
株式会社UACJ Marketing & Processing	301百万円	100.00%	自動車向アルミニウム材料の販売及びスリット加工

(注) 出資比率には、当社の子会社保有の株式を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは主として次に掲げる事業を行っております。

アルミニウム及びその合金の板圧延製品、押出製品、箔製品、鋳物製品、鍛造製品並びにアルミニウム・銅等の金属加工製品の製造・販売、それらに関連する土木工事の請負、グループの事業に関連する製品等の卸売

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

<当社>

本社：東京都千代田区
工場：名古屋製造所（名古屋市港区）、福井製造所（福井県坂井市）、深谷製造所（埼玉県深谷市）
研究所：R&Dセンター（名古屋市港区）

<国内グループ会社>

- ・株式会社UACJ押出加工
本社：東京都千代田区
- ・株式会社UACJ押出加工名古屋
本社・工場：名古屋市港区
- ・株式会社UACJ押出加工小山
本社・工場：栃木県小山市
- ・株式会社UACJ製箔
本社：東京都千代田区
工場：滋賀県草津市、栃木県下都賀郡、群馬県伊勢崎市
- ・株式会社UACJ鋳鍛
本社：東京都千代田区
工場：栃木県小山市
- ・株式会社UACJ金属加工
本社：東京都千代田区
- ・株式会社UACJトレーディング
本社：大阪市中央区、東京都港区
- ・株式会社UACJ Marketing & Processing
本社：愛知県安城市

<海外グループ会社>

- ・UACJ (Thailand) Co., Ltd. (タイ王国)
- ・Tri-Arrows Aluminum Inc. (米国)
- ・UACJ Automotive Whitehall Industries, Inc. (米国)

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
10,460名	950名増加

(注) IFRS会計基準適用に伴う新規連結子会社の増加により、前連結会計年度末に対し従業員数が増加しております。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,993名	16名増加	41.0歳	16.3年

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先		借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行		43,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行		41,084
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社		25,950
農 林 中 央 金 庫		19,653
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行		11,750
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行		7,522
株 式 会 社 横 浜 銀 行		6,005
株 式 会 社 常 陽 銀 行		5,712
株 式 会 社 南 都 銀 行		4,365
株 式 会 社 滋 賀 銀 行		4,318

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 170,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 48,328,193株 (自己株式108,864株を含む)
 (3) 株主数 21,051名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
古河電気工業株式会社	120,365百株	24.96%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	50,557	10.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,052	10.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	25,250	5.23
E C M M F	14,500	3.00
MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	10,050	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	9,507	1.97
UACJグループ従業員持株会	7,936	1.64
住友商事株式会社	7,500	1.55
株式会社みずほ銀行	7,331	1.52

(注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（108,864株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の概況

株式の種類及び数	交付された者的人数
取締役（社外取締役を除く）	一
社外取締役	一
監査役	一

(ご参考)

【政策保有株式に関する方針】

当社は、取引の維持強化、事業提携、原材料の安定調達等、事業の持続的な成長と円滑な推進を図るために必要と判断した企業の株式を保有しています。

その保有は必要最小限とし、縮減を図っていく基本方針の下、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等、定量的、定性的両側面からの検討に基づき総合的に検証していきます。

検証の結果、保有の意義が希薄と判断される、或いは、合理性が認められなくなったらと判断される銘柄については順次売却を図ってまいります。

なお、2023年度末の貸借対照表計上額は、5,732百万円であり、連結資本合計に対する割合は1.90%です。

3. 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
石 原 美 幸	代表取締役 社長執行役員	経営全般
川 島 輝 夫	取締役 副社長執行役員	グループ財務全般、コーポレートコミュニケーション関連事項、 経営戦略関連事項担当
田 中 信 二	取締役 常務執行役員	サステナビリティ推進本部長委嘱、板事業本部副本部長（製造部門）委嘱、気候変動対策推進担当
慈 道 文 治	取締役 執行役員	ものづくり基盤本部長委嘱
隈 元 穣 治	取締役 執行役員	経営戦略本部長委嘱
池 田 隆 洋	取 締 役	株式会社ティーアイ・アソシエイト代表取締役
作 宮 明 夫	取 締 役	—
光 田 好 孝	取 締 役	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授 株式会社イーディーピー社外取締役
永 田 亮 子	取 締 役	本田技研工業株式会社社外取締役 監査委員 株式会社メドレー社外監査役
赤 羽 真 紀 子	取 締 役	CSRアジア株式会社代表取締役 株式会社パイオラックス社外取締役
坂 上 淳	常 勤 監 査 役	—
澤 地 隆	常 勤 監 査 役	—
入 山 幸	監 査 役	—
山 崎 博 行	監 査 役	公認会計士山崎博行事務所所長 株式会社SANKYO社外取締役
元 山 義 郎	監 査 役	—

(注) 1. 取締役池田隆洋、作宮明夫、光田好孝、永田亮子及び赤羽真紀子の各氏は、社外取締役です。

2. 監査役入山 幸、山崎博行及び元山義郎の各氏は、社外監査役です。

3. 2023年6月21日開催の第10期定時株主総会において、隈元穣治、永田亮子及び赤羽真紀子の各氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。

4. 2023年6月21日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、新堀勝康、平野清一及び杉山涼子の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

5. 当社は、取締役池田隆洋、作宮明夫、光田好孝、永田亮子及び赤羽真紀子の各氏並びに監査役入山 幸、山崎博行及び元山義郎の各氏を、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ています。

6. 監査役坂上 淳氏は、長年にわたり経理、財務部門の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役山崎博行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当社と、社外取締役池田隆洋、作宮明夫、光田好孝、永田亮子及び赤羽真紀子の各氏並びに社外監査役入山 幸、山崎博行及び元山義郎の各氏は、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

・社外取締役または社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その任務を怠り、これにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意にしてかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する金額の合計額を上限として賠償責任を負うものとする。

8. 2024年4月1日付で、次の取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	地位	担当
石原美幸	取締役会長	一
田中信二	代表取締役 社長執行役員	経営全般
慈道文治	取締役 常務執行役員	マーケティング・技術本部長委嘱、DX推進担当
隈元穰治	取締役 常務執行役員	経営戦略本部長委嘱

(2) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役石原美幸、川島輝夫、田中信二、慈道文治、隈元穰治、池田隆洋、作宮明夫、光田好孝、永田亮子及び赤羽真紀子の各氏並びに監査役坂上淳、澤地隆、入山幸、山崎博行及び元山義郎の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、その職務を行うにつき悪意または重過失がある場合等、一定の場合には補償の対象としないこととしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬制度は、取締役が様々なステークホルダーの期待に応え、堅実・健全な事業発展を通じて広く社会に貢献できるだけの利益を創出し続けることに資するとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上並びに中長期的な業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。この観点から制度が正しく機能し、かつ客觀性・透明性を高めるため、当社の役員報酬制度の具体的な設計及び運用に係る判断は、取締役会決議により選定された3名以上の委員（半数以上は独立社外取締役で構成）による指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しており、取締役にその決定を委任しておりません。取締役会は、個人別の報酬等の決定にあたっては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬の基本方針は、以下のとおり定めております。なお、2024年度以降は、以下のうち「(※)」と付記した内容に改定する方針です（中長期業績連動報酬については、2024年6月19日開催予定の第11期定期株主総会に上程する議案の内容が原案どおり承認可決されることを前提とするものです。）。

① 役員報酬の考え方

- ・当社の事業戦略上の業績目標（短期及び中長期）を達成する動機づけとなる報酬制度であること
- ・競争力ある報酬水準により、企業の成長を牽引する優秀な人材を確保し、その貢献意欲を高める報酬水準であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客觀性・透明性の高いものであること
- ・株主と利害を共有し、株主価値の向上につながる報酬制度であること

② 報酬体系

- ・当社の取締役に対する役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の会社業績の達成度に連動する短期業績連動報酬、並びに中長期的な会社業績の達成度に連動する中長期業績連動報酬から構成されます。社外取締役の報酬は、その主たる職責が客觀性・独立性を有した立場からの監督であることから基本報酬のみしております。
- ・基本報酬の水準については、役位ごとに外部専門機関による役員報酬調査データを参考に、当社の事業規模や業種が類似する企業等と比較した上で決定しております。
- ・短期業績連動報酬の額（標準額：支給率が100%の場合の額を指します。以下同様とします。）は、役位ごとに基本報酬の概ね35～40%程度としております。

- ・中長期業績連動報酬の額（標準額）は、役位ごとに基本報酬の概ね25%程度を単年度相当分とします。

③ 業績運動の仕組み

- 1) 短期業績連動報酬は、ア) 全社業績評価による部分、イ) 部門業績評価による部分、ウ) SDGs評価による部分、エ) 個人評価による部分で構成しております。単年度の業績に基づいて支給額が変動し、年1回支給しております。
 - ・全社業績評価による部分は、当社の主要な経営指標及び中期経営計画で重視している連結当期利益（※）、連結ROE、連結ROIC等を業績評価指標として用いております。
 - ・部門業績評価による部分は、全社業績評価指標に連動する部門営業利益（※）、部門ROIC等を業績評価指標として用いております。
 - ・SDGs評価による部分は、当社グループが社会とともに持続的に成長していくために取り組むSDGsに関する活動を評価します。SDGs評価による部分のウェイトは、短期業績連動報酬全体の10%程度としております。
 - ・個人評価による部分は、主に単年度の全社業績、部門業績及びSDGs評価には反映されない重要な取り組み等を定性的に評価します。個人評価による部分のウェイトは、短期業績連動報酬全体の10%程度としております。
 - ・各評価項目においては、目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動することとしております。
- 2) 中長期業績連動報酬は、現物株式を用いたリストリクトド・ストック・ユニット制度（以下、RSUという。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下、PSUという。）を採用しております。なお、対象取締役において、当社取締役会で定める一定の非違行為があった場合、その他当社取締役会で定める事由に該当した場合には、保有するユニット数の確定前のユニットの全部または一部を喪失する、いわゆるマルス・クローバック条項を定めております。
 - ア) RSU
 - ・3年間の勤務継続を条件として株式の交付及び金銭を支給する仕組みとしております。
 - ・毎年ユニットを割当て、割当てから3年後に確定したユニットの半分は株式で交付し残り半分を金銭で支給することとしております。
 - イ) PSU
 - ・中長期の全社業績目標の達成度に応じて株式の交付及び金銭を支給する仕組みとしております。中期経営計画初年度に1回、当該中期経営計画の計画期間の年数相当分のユニットを割当てた後、ユニットが評価期間（中期経営計画期間）の業績に基づいて変動し、評価期間終了後に支給することとしております。（※）

- 当社の主要な経営指標及び中期経営計画で重視している連結ROIC、連結Adjusted EBITDA、連結D/Eレシオを業績評価指標として、連結ROICは評価期間の平均値、連結Adjusted EBITDAは評価期間の累積値、連結D/Eレシオは評価期間の最終値を用いており、評価期間の期初に定めた目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動することとしております。業績評価指標による評価の後、評価期間における当社TSR（株主総利回り）の成長率をTOPIX（東証株価指数）の成長率で除した値を基に評価し、0%～200%の範囲で最終的な支給率を決定します。（※）
- 評価期間終了後、確定したユニットの半分は株式で交付し残り半分を金銭で支給することとしております。

<2024年度からの役員報酬体系>

報酬体系		業績による報酬変動幅	基本報酬に対する比率	評価期間	報酬内容
基本報酬		—	—	—	金銭
短期業績運動報酬	全社業績	連結当期利益、連結ROE、連結ROIC等	目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動	基本報酬の35～40%（注）	単年度
	部門業績	部門営業利益、部門ROIC等			
	SDGs評価	長期経営ビジョンで策定したマテリアリティにおける活動目標の達成度を評価			
	個人評価	主に単年度の全社業績、部門業績及びSDGs評価には反映されない重要な取り組み等を定性的に評価			
中長期業績運動報酬	PSU	連結ROIC、連結Adjusted EBITDA、連結D/Eレシオ	同上	基本報酬の15%（注）	中期経営計画期間
	TSR	評価期間における当社TSRの成長率をTOPIXの成長率で除した値を基に評価			
	RSU	勤務継続を条件とし、業績により変動しない	—	基本報酬の10%	3事業年度

(注) 支給率が100%の場合

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の種類			報酬等の総額
		基本報酬	短期業績運動報酬	中長期業績運動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	13名 (6名)	270百万円 (66百万円)	74百万円 (-)	41百万円 (-)	386百万円 (66百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	81百万円 (30百万円)	- (-)	- (-)	81百万円 (30百万円)
合計 (うち社外役員)	18名 (9名)	351百万円 (96百万円)	74百万円 (-)	41百万円 (-)	467百万円 (96百万円)

- (注) 1. 上表には、2023年6月21日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬と短期業績運動報酬の合計の限度額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会及び2023年6月21日開催の第10期定時株主総会において、年額650百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。社外取締役は基本報酬のみとし、うち年額110百万円以内。）と決議いただいております。第5期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち社外取締役は4名）、第10期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役5名）です。また、別枠で、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期業績運動報酬として支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会及び2021年6月22日開催の第8期定時株主総会において、各対象期間の3事業年度総額で180,000株を上限として交付時の株価を乗じた額以内とすること、並びに対象取締役に対して交付する当社普通株式の総数は、各対象期間において90,000株を上限とすること等について決議いただいております。第5期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち社外取締役4名、対象取締役8名）、第8期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役4名、対象取締役6名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、6名（うち社外監査役4名）です。
4. 業績運動報酬につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

5. 業績連動報酬に係る業績指標、当該指標を選択した理由及び当社の業績連動報酬の算定方法は「(4)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。業績連動指標の実績は下表のとおりであります。2021年度実績及び2022年度実績については日本基準、2023年度実績についてはIFRS会計基準の数値を記載しております。なお、2023年度における業績連動報酬の算定にあたっては、IFRS会計基準の数値を日本基準に組み替えた数値を用いております。

【短期業績連動報酬】

業績指標		2023年度実績
連結	当期利益	13,858百万円
連結	R O E	5.3%
連結	R O I C (税引前営業利益を基に算出)	5.4%

【中長期業績連動報酬】

業績指標	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
連結 R O I C (税引前営業利益を基に算出)	11.1%	3.0%	5.4%
連結 Adjusted EBITDA (EBITDA - 棚卸資産影響)	60,174百万円	59,704百万円	79,826百万円
連結 D / E レシオ	1.4倍	1.2倍	1.0倍

(ご参考)

【株式保有ガイドライン】

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して、役員に就任する日から5年間で、基本報酬（年額）の25%と同額程度の価値の当社株式等を保有することを推奨しています。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職法人名	兼職内容	関係
社外取締役	池田隆洋	株式会社ティーアイ・アソシエイト	代表取締役	当社と同社の間には特別の関係はありません。
	光田好孝	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	教 授	当社と同機構の間には特別の関係はありません。
	永田亮子	株式会社イーディーピー	社外取締役	当社と同社の間には特別の関係はありません。
	永田亮子	本田技研工業株式会社	社外取締役 監査委員	当社は同社に製品を販売する等の取引関係があります。
	赤羽真紀子	株式会社メドレー	社外監査役	当社と同社の間には特別の関係はありません。
	赤羽真紀子	CSRアジア株式会社	代表取締役	当社と同社の間には特別の関係はありません。
社外監査役	山崎博行	株式会社パイオラックス	社外取締役	当社と同社の間には特別の関係はありません。
		公認会計士山崎博行事務所	所 長	当社と同事務所の間には特別の関係はありません。
		株式会社SANKYO	社外取締役	当社と同社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	池田 隆洋	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、企業の取締役として経営に携わられた経験を基に、当社の国内外のビジネス展開やリスクマネジメントをはじめとする分野において積極的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会11回のすべてに出席し、委員長として指名・報酬諮問委員会における議論を主導しております。
	作宮 明夫	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、企業の取締役として経営に携わられた経験を基に、当社グループの経営・財務戦略やコーポレートガバナンスをはじめとする分野において積極的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会11回のすべてに出席し、社外取締役の評価プロセスや役員の選解任・不再任基準に関して積極的な発言を行っております。
	光田 好孝	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、素材に関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験を基に、当社グループの研究開発やIT・デジタルをはじめとする分野において積極的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会11回のすべてに出席し、取締役会の構成や社外役員人材プールの考え方に関して積極的な発言を行っております。
	永田 亮子	当事業年度のうち取締役選任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、企業の執行役員、監査役として経営に携わられた経験を基に、当社グループの営業・マーケティングやコーポレートガバナンスをはじめとする分野において積極的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会11回のすべてに出席し、役員報酬制度や後継候補者計画に関して積極的な発言を行っております。
	赤羽 真紀子	当事業年度のうち取締役選任後に開催された取締役会12回のすべてに出席し、サステナビリティに関するコンサルティングや支援活動を通じて得た豊富な知見と経験を基に、当社グループのサステナビリティや海外ビジネスをはじめとする分野において積極的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会11回のすべてに出席し、役員報酬制度や取締役会の構成に関して積極的な発言を行っております。
区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	入山 幸	当事業年度開催の取締役会15回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、他社の役員及び弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を活かし、リスク管理等に関する発言を行っております。
	山崎 博行	当事業年度開催の取締役会15回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な知識と幅広い見識を活かし、財務及び会計等に関する発言を行っております。
	元山 義郎	当事業年度開催の取締役会15回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、他社の役員としての豊富な知識と幅広い見識を活かし、経営計画の管理等に関する発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額
報酬等の額	120百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	149百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、合計額を記載しております。
3. 当社の在外連結子会社21社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

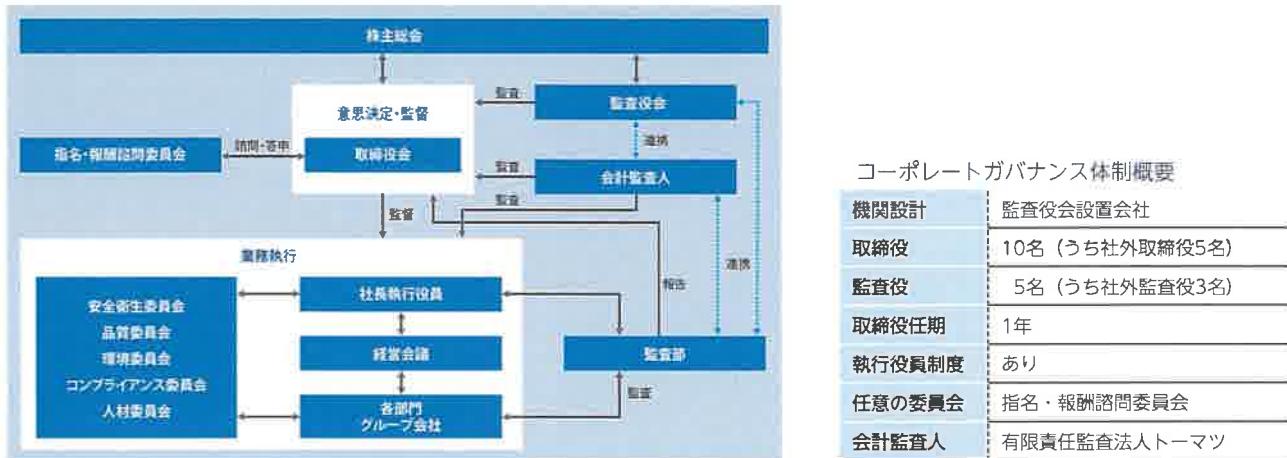
会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制について

当社コーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



取締役会

当社は、監査役会設置会社を採用しております。業務執行については執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離することによって、取締役会機能のさらなる強化と業務執行の迅速化を図っています。取締役会では、経営に関する重要な事項を審議・決定します。

2023年度は、第3次中期経営計画やマテリアリティ施策の進捗を監査するとともに、第4次中期経営計画策定に向けた議論を重ねてまいりました。また、社外役員と代表取締役の意見交換会や社外役員のみの意見交換会、会計監査人と社外取締役の意見交換会を開催しました。

分類	主な議題
経営・戦略	第4次中期経営計画、技術戦略、人材戦略、DX戦略、事業ポートフォリオ、リスクマネジメント、予算・収支・借入計画、設備投資、コーポレートガバナンス・コード対応 等
サステナビリティ	マテリアリティ施策の進捗、気候変動対応、人権等
取締役会・役員	取締役・執行役員の委嘱・担当、役員報酬、実効性評価、取締役・監査役及び執行役員の不再任基準 等
株式関連	政策保有株式、株主総会関連、機関投資家との対話 等

監査役会

監査役会は、コーポレートガバナンスの一翼を担う独立した組織として、取締役の職務執行を監査しております。監査の質的向上を図るために、監査役監査と内部監査、会計監査人による会計監査が相互に連携する三様監査体制を採用し、監査役会が定める監査方針・計画に沿って、主に内部統制システムの整備・運用状況、リスクの未然防止、経営課題への取り組み状況など、取締役会の職務執行が適切に果たされているかを監査しております。

指名・報酬諮問委員会

当社では、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬などの決定過程における客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、2017年度から指名・報酬諮問委員会を設置しております。

この委員会構成においては、独立性を重視する考え方から、独立社外取締役から委員長を選出するとともに、構成委員の過半数を社外役員とすることを規則で定めております。

2023年度は、全委員7名のうち5名が社外取締役で構成され、池田隆洋社外取締役が委員長を務めました。定時株主総会後に年間議題を設定し、開催1回あたり2時間～2時間30分程度、計11回を開催しました。

指名・報酬諮問委員会で審議した事項は、取締役会へ答申しております。

主な議題

- ・社長執行役員の選任
- ・社外役員人材プールの運用の考え方
- ・社外取締役の相互評価
- ・役員の選解任・不再任基準の整理及び適用
- ・監査役の任期及び再任の考え方
- ・後継候補者計画
- ・機関投資家等の議決権行使ガイドラインの確認
- ・短期・中長期業績連動報酬の目標・実績
- ・役員報酬に関する2024年度方針 等

取締役会の実効性評価（2023年度）

当社では、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、これまで取締役会の実効性評価に精力的に取り組んでまいりました。

2023年度につきましては、前回（2020年度）の第三者評価から3年経過したことを踏まえ、第三者評価機関（ボーダールーム・レビュー・ジャパン株式会社）による分析・評価の支援のもと、取締役会評価を行いました。評価の実施に際しては、第三者評価機関が取締役会及び指名・報酬諮問委員会の資料と議事録を閲覧した後、取締役会事務局及び取締役会議長と事前にディスカッションを行い、取締役会の傍聴を経て質問票を作成しました。具体的には、取締役会の構成や運営、指名・報酬諮問委員会、投資家・株主との関係、役員の自己評価等に係る質問票に、取締役及び監査役が書面で回答し、その内容に基づいて、第三者評価機関が個別インタビューを実施しました。

第三者評価の結果、当社の取締役会の実効性に対する評価は全体として高く、適切な構成のもと、積極的かつオープンな意見交換・議論が行われていることが確認されました。また、指名・報酬諮問委員会においても、活発な議論がなされており、社外取締役が後継候補者計画を主導するなど、指名・報酬に係る諮問事項は適切で公正なプロセスを経て取締役会への答申がなされていることも確認されました。昨年度の課題であった「中長期的な重要課題のテーマアップの拡充」や「モニタリング機能の強化」に関しても、適切な取り組みがなされていることを確認しました。一方、取締役会の実効性をさらに高めていくため、技術や人材に係る戦略など、中長期的な重要課題に関する議論を深めていく必要性を認識しました。

当社では、今回の評価を踏まえ、取締役会の実効性をさらに高めていくため、取締役会で認識を共有し、取締役会がなすべき運営のあり方について十分に議論を行いました。そして、中長期的な重要課題に関する議論の質をさらに高めるべく、継続的な議論の実施や取締役会以外の議論の場の活用などの取り組みを進めていくことといたしました。

当社は、評価の結果を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、引き続き取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。なお、第三者評価につきましては、3年に1回を目途に今後も適切な間隔で実施する予定です。

5. 会社の体制及び方針に関する事項

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり体制を整備しております。
- ① 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社及び当社グループは、UACJグループ理念の実現に向け、行動指針「UACJウェイ」及びUACJグループ行動規範に基づき行動し、法令及び定款を遵守する。
 - ・コンプライアンス委員会を中心として、講習会の実施、マニュアルの配布などの教育を実施し、また法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
 - ・内部通報制度を活用し、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図る。
 - ・監査部は、内部監査部門として各事業部門の職務執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかどうかについて監査し、取締役会へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録、稟議書等、その職務に関する情報を規程に基づき作成、保存する。
 - ・取締役及び監査役が必要とするときはいつでも閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社及び当社グループは、環境、安全・衛生、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等全社共通のリスクについては規程に基づき適切に対応する。また、各事業部門固有のリスクは各事業部門が管理し、経営会議にて横断的にリスク管理を推進する。
- ④ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び当社グループは、規程に基づき各業務分掌を定める等により、効率的な職務の執行を行う。
 - ・中期経営計画、単年度予算を作成し、各事業部門ごとに具体的な目標値を設定し管理する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループは、内部統制システムを構築し整備する。
 - ・監査部において、業務監査を実施する。その監査結果は監査役並びに代表取締役に報告し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、関係会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき当社との協議を義務付ける他、必要に応じ関係会社の管理に係る規程を見直し、企業集団における業務の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用者を設け、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・前号の使用人は、取締役の指揮、監督を受けない使用人とし、その人事については監査役会の事前の同意を必要とする。
 - ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、遅滞無く当社の監査役に報告する。
 - ・取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則その他の規程に基づき、監査役の出席する取締役会その他の会議において、報告もしくは決議する。
 - ・当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は監査役の取締役会及び経営会議等重要な会議への出席を確保する。
 - ・監査役と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催する。
 - ・その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役、執行役員及び担当部門責任者は誠実に対応する。
 - ・会社法第388条に基づく費用は、規程に基づき処理する。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当連結会計年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当社グループは、UACJグループ理念の実現に向け、行動指針「UACJウェイ」及びUACJグループ行動規範に基づき行動することで、法令及び定款を遵守している。UACJグループ行動規範の定期教育や階層別教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透や法令知識の理解促進を図っている。また、グループ全体のコンプライアンス及び人権活動の方針決定や進捗確認は、社長執行役員の諮問機関であるコンプライアンス委員会にて行っている。UACJグループ行動規範の定期的教育と遵守確認、各種講習会の実施、マニュアルの配布などにより、グループを挙げて教育活動の推進に注力している。
 - ・加えて、当社及び当社グループは、内部通報制度を導入・活用することで、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図っている。当社グループ各社に通報窓口を設置するとともに、当社にはグループの全ての役員及び従業員を対象としたグループ共通窓口を設置することで、通報しやすい環境を整えている。ま

- た、制度の適切な利用を促すための周知、教育活動にも継続的に取り組んでいる。
- ・監査部は、当社及び当社グループ各社に対して内部統制監査及び業務監査を実施しており、結果を社長執行役員、取締役会、監査役会に報告している。内部統制監査では、法令に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況を監査し、その有効性を評価している。業務監査は、業務全般を対象とし、法令及び社内規程の遵守性・有効性・効率性などの観点から監査を行い、必要に応じて改善に向けた提言を行っている。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
 - ③ 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び当社グループは、企業理念である「素材の力を引き出す技術で、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する」ことを不確実にする全ての事象をリスクと捉え、グループリスクマネジメントに取り組んでいる。グループのリスクマネジメント活動において認識されたリスクは、グループ全体に関する重要なリスク（リスクS、リスクA）と、各組織で対処すべきリスク（リスクB）に分類し、前者については、リスクごとにリスクオーナーを選定してグループ横断的にリスク対策を進めることに努めている。当社グループにおけるグループリスクマネジメント活動計画の策定及び各種施策の展開については、環境変化に迅速に対応するため、経営会議で適宜行うとともに、経営会議での審議をより充実させるため、社長執行役員、副社長執行役員、経営戦略本部長及びリスクオーナーで構成されたリスクマネジメント推進会議を併せて開催し、議論を深めている。グループ全社に対しては、UACJグループリスクマネジメント基本方針、UACJグループリスクマネジメント規程、UACJグループ危機管理ガイドライン、UACJグループBCMガイドラインを国内及び海外子会社で施行し、周知を図っている。また、2023年度においては、全員参加でのリスクマネジメント推進を念頭に「各個人・各組織での自律的なリスクマネジメントの実践による損失の低減と機会の獲得」をグループの年度方針の重点課題の一つに掲げ、次の活動に取り組んだ。
 - 1) 「リスクS」として選定した4つのリスクについて、執行役員からなるリスクオーナーの下、グループ全体の対策推進
 - 2) 各本部、各事業のリスクマネジメント推進担当者で構成されたリスクマネジメント推進担当者会議を開催し、各本部・各事業におけるリスクマネジメントの実践の推進継続
 - 3) 各本部、各事業の長の指示の下、リスクマネジメントの理解促進及び日常業務におけるリスクマネジメントの活用強化に向けた取り組みを継続
 - ・BCM（事業継続マネジメント）関連では、南海トラフ沖地震を想定し、初動対応から事業継続を意識したBCM訓練を実施した。また、訓練では有事のために新たに導入した通信手段も活用した。BCP（事業継続計画）では、国内グループ会社においては地震及び感染症を想定したBCPの再整備を進め、海外グループ会社においては、BCP整備の進んでいる拠点の取り組み状況の把握を進めた。

- ・社長執行役員を委員長とする環境委員会、安全衛生委員会、品質委員会等を毎年開催し、当社及び当社グループにおける年度計画を策定し、各種施策を展開している。これら委員会活動を通じて、当社及び当社グループにおける内部統制システムが有効に機能していることを、取締役会へ報告している。
- ④ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会規則に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は15回開催した。
 - ・当社は、執行役員制度により、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会の機能を一層強化するとともに、業務執行の一層の迅速化を図っている。
 - ・当社は、経営会議規程に基づき、取締役会付議事項及び経営上の重要事項に関する審議・検討を行うため、経営会議を毎月定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は25回開催した。
 - ・当社監査役が主要な関係会社の監査役に就任し、その他の関係会社へは当社または当社グループの管理職を監査役に就任させ、適切に管理している。
 - ・当社取締役会、経営会議等において、適宜、関係会社に係る重要事項を審議するとともに報告を受け、管理している。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査部は、当社及び当社グループ各社の業務監査を実施し、必要に応じて改善・是正に向けた提言を行っている。結果については社長執行役員、取締役会、監査役会に報告しているほか、当社コーポレート部門にも伝達し、情報共有を図っている。
 - ・関係会社運営規程に基づき、関係会社の経営上の重要な事項について適宜協議し、管理している。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用者を2名配置している。
- ⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性は、いずれも確保されている。
- ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役や社内関係部門から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれに関する資料の供覧等を通じて、当社の監査役が必要とする情報は提供されている。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は14回開催した。
- ・監査役は、取締役会に出席し、並びに常勤監査役は経営会議その他の重要な会議に適宜出席している。
- ・監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換の場を設け、情報交換等の連携を図っている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する配当の実施を利益還元の重要な施策と考えております。その実施につきましては、安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としながら、業績の動向、安定的な事業運営のための維持更新や、企業価値向上並びに成長のための戦略・環境等の競争力強化と研究開発への投資、強固な財務基盤の構築などを総合的に勘案して判断してまいります。

配当の実施については、中間配当と期末配当の年2回実施を基本方針としております。長期的には総還元性向30%以上を目指しますが、業績の動向に応じた利益配分については、第3次中期経営計画<2021年度～2023年度>の期間中は、通期の利益に対して連結配当性向20～30%を目安とすることといたします。

なお、2024年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり配当方針の一部見直しを決議しております。

(変更後)

当社は、株主の皆様に対する配当の実施を利益還元の重要な施策と考えており、安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。棚卸資産影響等を含めた業績の動向、企業価値向上のための投資、強固な財務基盤の構築などを総合的に勘案して判断してまいります。

配当の実施につきましては、中間配当と期末配当の年2回実施を基本方針としております。

第4次中期経営計画<2024年度～2027年度>の期間中の連結配当性向は、親会社の所有者に帰属する当期利益の30%以上を目指すことといたします。

(注) 1. 本事業報告に記載しております数字は、別段の記載がある場合を除き、表示単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

2. 売上収益等の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 產	431,188	(負債の部)	
現 金 及 び 現 金 同 等 物	40,199	流 動 負 債	359,284
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	179,685	営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	141,658
棚 卸 資 產	187,884	借 入 金	135,561
そ の 他 の 金 融 資 產	9,641	リ 一 ス 負 債	1,318
そ の 他 の 流 動 資 產	13,779	未 払 法 人 所 得 税	602
非 流 動 資 產	483,242	そ の 他 の 金 融 負 債	62,567
有 形 固 定 資 產	385,183	引 当 金	59
使 用 権 資 產	8,249	そ の 他 の 流 動 負 債	17,519
の れ ん 及 び 無 形 資 產	43,896	非 流 動 負 債	253,100
投 資 不 動 產	5,764	借 入 金	175,294
持 分 法 で 会 計 处 理 さ れ て い る 投 資	19,245	リ 一 ス 負 債	8,730
そ の 他 の 金 融 資 產	11,769	そ の 他 の 金 融 負 債	27,282
退 職 給 付 に 係 る 資 產	110	退 職 給 付 に 係 る 負 債	16,048
繰 延 税 金 資 產	6,113	引 当 金	1,021
そ の 他 の 非 流 動 資 產	2,914	繰 延 税 金 負 債	19,584
資 產 合 計	914,430	そ の 他 の 非 流 動 負 債	5,142
(資本の部)			
		負 債 合 計	612,384
		親会社の所有者に帰属する持分	277,040
		資 本 金	52,277
		資 本 剰 余 金	79,520
		利 益 剰 余 金	107,183
		自 己 株 式	△348
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	38,409
		非 支 配 持 分	25,006
		資 本 合 計	302,046
		負 債 及 び 資 本 合 計	914,430

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。


連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	892,781
売 上 原 価	△790,632
売 上 総 利 益	102,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△70,699
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	1,152
そ の 他 の 収 益	2,101
そ の 他 の 費 用	△3,325
営 業 利 益	31,378
金 融 収 益	3,552
金 融 費 用	△12,961
税 引 前 利 益	21,969
法 人 所 得 税 費 用	△5,563
当 期 利 益	16,406
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	13,858
非 支 配 持 分	2,549
当 期 利 益	16,406

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。


連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分
2023年4月1日残高	52,277	79,458	97,782	△341	15,825	△41
当期利益	—	—	13,858	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	19,894	△94
当期包括利益	—	—	13,858	—	19,894	△94
自己株式の取得	—	—	—	△7	—	—
配当金	—	—	△6,269	—	—	—
株式報酬取引	—	62	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	1,810	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	62	△4,459	△7	—	—
2024年3月31日残高	52,277	79,520	107,183	△348	35,719	△135

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計			
	その他の資本の構成要素			合計						
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	合計							
2023年4月1日残高	1,534	—	17,319	246,495	21,493	267,987				
当期利益	—	—	—	13,858	2,549	16,406				
その他の包括利益	1,290	1,810	22,900	22,900	2,753	25,653				
当期包括利益	1,290	1,810	22,900	36,758	5,302	42,060				
自己株式の取得	—	—	—	△7	—	△7				
配当金	—	—	—	△6,269	△1,788	△8,057				
株式報酬取引	—	—	—	62	—	62				
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△1,810	△1,810	—	—	—				
所有者との取引額等合計	—	△1,810	△1,810	△6,213	△1,788	△8,001				
2024年3月31日残高	2,824	—	38,409	277,040	25,006	302,046				

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。


貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	206,501	流 動 負 債	206,088
現 金 及 び 預 金	11,386	支 払 手 形	7
受 取 手 形	128	電 子 記 録 債	1,384
電 子 記 録 債	3,968	買 掛 金	60,188
壳 品 及 び 製 品	57,949	短 期 借 入 金	55,044
商 品 及 び 製 品	12,714	1年内返済予定の長期借入金	24,467
仕 挂 品	30,863	リ 一 ス 債	1,329
原 材 料 及 び 貯 藏 品	29,145	未 払 費 用	10,115
前 払 費 用	822	未 払 法 人 税	2,022
短 期 貸 付	37,947	未 前 預 受 金	427
未 収 入	21,103	そ の 他 債 金	36
そ の 貸 倒 引 当	487	固 定 負 債	15,101
	△9	長 期 借 入 金	35,968
固 定 資 産	369,289	リ 一 ス 債	170,704
有 形 固 定 資	124,957	退 職 給 付 引 当 金	150,193
建 構 物	20,223	事 業 構 造 改 善 引 当 金	3,285
機 械 及 び 装 置	2,725	そ の 他	9,124
車両 運 搬 具	18,483		96
工 具 、 器 具 及 び 備 品	169		8,005
土 地	3,769	負 債 合 計	376,791
建 設 仮 勘 定	75,286	(純資産の部)	
無 形 固 定 資	4,301	株 主 資 本	197,454
ソ フ ト ウ ウ ェ	12,050	資 本 本 剰 余 金	52,277
の の	1,757	資 本 本 準 備 金	80,178
そ の 他	10,254	そ の 他 資 本 剰 余 金	47,953
	39	利 益 剰 余 金	32,225
投 資 そ の 他 の 資 産	232,282	利 益 準 備 金	65,347
投 資 有 価 証 券	6,478	そ の 他 利 益 剰 余 金	125
関 係 会 社 株 式	206,110	緑 越 利 益 剰 余 金	65,222
関 係 会 社 出 資	9,970	自 己 株 式	65,222
長 期 貸 付	10,357	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△348
緑 延 税 金 資 本	2,450	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,546
そ の 他	827	緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,487
貸 倒 引 当	△3,909	純 資 産 合 計	59
資 产 合 計	575,790	負 債 及 び 純 資 産 合 計	198,999
			575,790

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。



損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
売 上 高	293,132
売 上 原 価	264,648
売 上 総 利 益	28,484
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	26,766
営 業 利 益	1,718
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	3,683
受 取 利 息	1,789
為 替 差 益	977
そ の 他	1,895
	8,344
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,298
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,941
そ の 他	1,384
	6,624
経 常 利 益	3,438
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	141
補 助 金 収 入	81
固 定 資 産 売 却 益	4
	226
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	652
そ の 他	64
	716
税 引 前 当 期 純 利 益	2,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△415
法 人 税 等 調 整 額	579
当 期 純 利 益	164
	2,784

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。


株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	52,277	47,953	32,225	80,178	125	68,706	68,832	△341	200,945
当期変動額									
剰余金の配当						△6,269	△6,269		△6,269
当期純利益						2,784	2,784		2,784
自己株式の取得								△7	△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△3,485	△3,485	△7	△3,491
当期末残高	52,277	47,953	32,225	80,178	125	65,222	65,347	△348	197,454

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	550	22	572		201,517
当期変動額					
剰余金の配当					△6,269
当期純利益					2,784
自己株式の取得					△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	937	36	974		974
当期変動額合計	937	36	974		△2,517
当期末残高	1,487	59	1,546		198,999

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社UACJ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢野浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦靖晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 工藤貴久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UACJの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社UACJ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計

連結計算書類に係る会計監査報告

算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社UACJ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢野浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦靖晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤貴久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UACJの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

◆ 計算書類に係る会計監査報告

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社UACJ	監査役会
常勤監査役	坂 上 淳 <input checked="" type="checkbox"/>
常勤監査役	澤 地 隆 <input checked="" type="checkbox"/>
監査役（社外監査役）	入 山 幸 <input checked="" type="checkbox"/>
監査役（社外監査役）	山 崎 博 行 <input checked="" type="checkbox"/>
監査役（社外監査役）	元 山 義 郎 <input checked="" type="checkbox"/>

以上

第 11 期

計 算 書 類

2023年4月 1日から

2024年3月31日まで

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

株式会社 U A C J 鑄鍛

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	15,819	負債の部	15,819
流動資産	4,917	流動負債	5,490
現受電仕原未前そ 金取子記掛 預手記録債 形金権品品 金形金權品品 金金等金金用債	0 7 1,255 505 2,617 143 343 34 6 1	買短期未親会社未 短期法人未 期法人未 掛借人未 借人未 入税払 税払 費動負 費動負 金金等金金用債	2,075 1,131 93 273 1,033 242 639
固定資産	10,901	固定負債	829
有形固定資産	10,854	長期借入金 退職給付引当金 資産除引當金 資産対策の他	814 13 1 0 0
建構機車工具土建 築装置品地定	1,833 128 925 16 186 7,035 729		
無形固定資産	9	純資産の部	9,499
ソフトウエア定他 建設仮勘の他	9 0 0	株主資本 資本益 資本利 越利 主資本 本益 利(うち当期純利益) 資本 本益 利 余剰 資本 本益 利 余剰 資本 本益 利 余剰 資本 本益 利 余剰 資本 本益 利 余剰	9,499 90 4,865 4,865 4,544 4,544 733
投資等	37		
繰延税金資産他 の他	37 0		
資産合計	15,819	負債及び純資産合計	15,819

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,078
売 上 原 価	8,590
売 上 総 利 益	1,487
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	401
營 業 利 益	1,085
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0
受 取 貸 貸 料	64
そ の 他	13
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	20
そ の 他	2 54
經 常 利 益	1,140
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
そ の 他	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	28 28
税 引 前 当 期 純 利 益	1,112
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	396
法 人 税 等 調 整 額	-18 378
当 期 純 利 益	733

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位：百万円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金		その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
	資本準備金	資本剰余金 合計							
前期末残高	90	4,865	4,865	4,141	4,141	9,097	9,097		
当期変動額									
新株の発行			—			—	—		
剰余金の配当			—	331	331	331	331		
当期純利益			—	733	733	733	733		
株主資本以外 (純額)			—			—	—		
当期変動額合計	—	—	—	402	402	402	402		
当期末残高	90	4,865	4,865	4,544	4,544	9,499	9,499		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品

月次総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算出しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前 期 末 株 式 数(株)	当 期 増加株式数(株)	当 期 減少株式数(株)	当 期 末 株 式 数(株)
普通株式	50	—	—	50

(注)本計算書類に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

追加情報に関する注記

グループ内組織再編：親会社による吸収合併

親会社である株式会社UACJ（以下、「UACJ」という。）は、2024年3月28日開催の取締役会において、当社、UACJ及びUACJ連結子会社を当事者とするグループ内組織の再編を実施することを決議いたしました。

本組織再編においては、2024年10月1日（予定）を効力発生日として、株式会社UACJ押出加工（以下、「UACJ押出加工」という。）を吸収合併存続会社、株式会社UACJ押出加工小山を吸収合併消滅会社として合併を行います。

また、同日、当社を吸収合併存続会社、UACJ押出加工を吸収合併消滅会社として合併し、さらに、当社を吸収合併消滅会社、UACJを吸収合併存続会社として合併を行います。

第 11 期

事 業 報 告

2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで

株式会社 UACJ 鋳鍛

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済について、新型コロナウイルス感染症による経済活動への制約が無くなったものの、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、米国等の金融政策の不透明感、中国経済の減速等が経済活動に影響を及ぼしております。国内経済においては、個人消費やインバウンド需要に支えられ、非製造業を中心として景況感は総じて改善しましたが、経済全体の景気回復は足踏みの状態となっています。また、地政学リスクへの不安、円安と賃金上昇などインフレ圧力の定着等、当社を取り巻く経営環境は依然として先行き不透明な状況にあります。

このような情勢の中で、売上高は10,078百万円となりました。また、損益面におきましては、値上げの効果や利益率の高い太陽光関連の受注等により、経常利益は1,140百万円、当期純利益は733百万円となりました。

コンプレッサーホイール事業

自動車関連の生産回復基調に伴い、ターボ用コンプレッサーホイールの需要が好調であったため、売上高は2,592百万円と前期比で増加となりました。円安により、ベトナムからのコンプレッサーホイール品の購入が影響を受ける中、経常利益は▲31百万円と前期比で増加となりました。

鍛造事業

太陽光パネル製造装置の需要が堅調であったこと、航空エンジンリングのシェア拡大により売上高は7,486百万円と前期比で増加しました。売上高の増加に加えて、物価上昇分の価格転嫁が進み、経常利益は1,172百万円と前期比で増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、老朽設備の更新及び合理化、省力化設備など総額1,421百万円実施いたしました。

(3) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

期 別 区 分	第8期 (2020年度)	第9期 (2021年度)	第10期 (2022年度)	第11期 (2023年度)
売 上 高	8,621	9,341	8,953	10,087
経 常 利 益	841	965	702	1,140
当 期 純 利 益	551	598	552	733
1株当たり当期純利益	11,039,327円	11,961,903円	11,051,948円	14,679,898円
総 資 産	13,943	14,157	13,983	15,819
純 資 産	8,457	8,758	9,097	9,499

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(4) 主要な事業内容

当社は、アルミニウムの材料及び製品の製造、加工を主たる事業としております。

(5) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
工 場	栃 木 県 小 山 市

② 使用人の状況

事 業 所 名	使 用 人 数	前 期 末 対 比 増 減
本 社	2 名	0 名
工 場	1 9 6 名	+ 4 名

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は、株式会社UACJであり、同社は当社の株式を50株（議決権 比率100.0%）保有しております。なお、当社と親会社との取引は、材料の購入、資金の借入等があります。

(7) 重要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社UACJ	百万円 1,645
日本政策金融公庫	300

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80 株

(2) 発行済株式の総数 50 株

(3) 株 主 数 1 名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社UACJ	50 株	% 100.0

3. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
須ヶ間 聰	取締役社長	㈱UACJ 鋳鍛事業本部長 UACJ Foundry & Forging (Vietnam) Co., Ltd. 取締役
小林 正樹	取 締 役	UACJ Foundry & Forging (Vietnam) Co., Ltd. 取締役
高塚 聖	取 締 役	
加藤 和美	取 締 役	
浅野 晴高	取 締 役	㈱UACJ 鋳鍛事業本部事業企画部長 UACJ Foundry & Forging (Vietnam) Co., Ltd. 取締役
田口 正高	取 締 役	㈱UACJ 副社長執行役員
久保田 清紀	取 締 役	㈱UACJ 板事業本部輸送材営業部長
澤地 隆	監 査 役	㈱UACJ 常勤監査役

(注) 1. 須ヶ間 聰氏は、2024年3月31日に取締役社長を辞任いたしました。

2. 田口 正高氏は、2024年3月31日に取締役を辞任いたしました。

(2) その他会社役員に関する重要な事項

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
小林 正樹	取締役社長	UACJ Foundry & Forging (Vietnam) Co., Ltd. 取締役
秋本 浩	取 締 役	㈱UACJ 鋳鍛事業本部長 UACJ Foundry & Forging (Vietnam) Co., Ltd. 取締役社長

(注) 1. 小林 正樹氏は、2024年4月1日付で取締役社長に就任いたしました。

2. 秋本 浩氏は、2024年4月1日開催の臨時株主総会において、取締役に選任され、2024年4月1日付で就任いたしました。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	5名	百万円 68	

取締役の報酬限度額については、2024年6月17日開催の臨時株主総会において年額6,900万円以内（ただし使用人給与は含まない。）と追認決議を頂きます。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関し、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月21日

株式会社UACJ 鋸鍛

監査役 澤地 隆

